

公益社団法人綾瀬市シルバー人材センター

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人綾瀬市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規程に基づき、役員報酬等及び費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者で、原則週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 非常勤役員の報酬は日額とする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。ただし、センターの使用人を兼ねる常勤役員（以下「兼務常勤役員」という。）は、センター職員給与規程を適用し、予算の範囲内で定める給与を支給することができる。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。ただし、常勤役員には毎年6月及び12月に、別表第1「常勤役員の賞与の額」に定める金額を役員賞与として支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員の報酬日額は別表第2「非常勤役員の報酬日額」に、常勤役員の報酬月額は別表第3「常勤役員の報酬月額」に定める金額として、理事会の承認を得て、総会で決定する。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員の報酬は、理事会出席等必要の都度支給するものとし、支給日は原則としてその月の1日から末日までを翌月の20日までに支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日はセンター職員給与規程第11条第1項の規定を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、直接本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当って負担した費用についてこれの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いをようするものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、センター職員給与規程に準じ、支給するものとする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

「常勤役員の賞与の額」

常勤役員の賞与の額は、報酬月額×支給率とする。

別表第2（第4条関係）

「非常勤役員の報酬日額」

役職名	報 酬 日 額
理事長	職務執行に従事した都度 日額 7,000 円
副理事長	職務執行に従事した都度 日額 5,000 円
理事	理事会等に出席した都度 日額 3,500 円
監事	理事会及び職務遂行に従事した都度 日額 3,500 円

別表第3（第4条関係）

「常勤役員の報酬月額」

常勤役員の報酬月額は、160,000 円までの範囲とする。